

防地環（事）第385号
令和5年11月14日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

令和6年度以降の再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

令和6年度以降の再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針

1 趣旨

令和3年10月に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が閣議決定され、各府省庁で調達する電力については、2030年度までに電力の60%以上を、再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）とする措置を進めることとされた。

また、令和4年8月に策定した「防衛省気候変動対処戦略」においても、「2030年度までに防衛省・自衛隊で調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう省として進捗を管理しつつ計画的に取り組む」こととしており、引き続き、政府の一員として再エネ電力の調達を推進するべく、再エネ電力の調達の促進のための指針を定めるものである。

2 電力調達の方向性

防衛省・自衛隊における、電力の調達の方向性は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 低廉な電力価格の実現に留意しつつ、可能な限り再エネ電力を調達することにより、防衛省・自衛隊が調達する電力に占める再エネ電力の比率（以下「再エネ比率」という。）を引き上げること。
- (2) 電力供給の安定性を確保すること。
- (3) 駐屯地又は基地等において施設ごとの契約を行っている場合は、引き続き、駐屯地又は基地等における一括調達による再エネ比率の引き上げの可否を検討し、可能であれば一括調達すること。
- (4) 調達に係る競争性を確保すること。
- (5) 上記事項を原則として全ての防衛省・自衛隊の施設において実施すること。ただし、当該施設の所在地が離島等であり、再エネ電力の調達が見込みがない場合は、この限りではない。

3 電力調達に係る指針

防衛省・自衛隊における電力の調達については、次に定めるところによるものとする。

(1) 仕様書に付す条件

ア 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）に定める裾切り方式によることを明記するものとする。この場合

において、入札に参加する者に必要な資格を設定するに当たっては、環境省の示す基準に準拠するものとする。

イ 次に例示するところにより、再エネ比率等の条件を付すとともに、入札に参加しようとする者に対し、当該条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付けるものとする。

(ア) 供給電力の種類等を指定する文の例

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率〇〇%以上とすること。」

(付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照 (RE100の細部については、Going 100% - RE100 (<https://www.there100.org/technical-guidance>) を確認すること。))

(イ) 供給電力が(ア)の条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付ける文の例

「乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、甲に書面により提出するものとする。」

(付紙第2「特定電源割当証明書様式例」参照)

ウ イの定めにより再エネ比率に条件を付す際には、再エネ電力調達実績及び地域の特性を踏まえた上で、以下の項目を考慮し、当該条件を決定するものとする。

(ア) 令和2年度以降の入札参加電気事業者その他の電気事業者への聞き取り調査により把握した、当該地域における再エネ電力の現況

(イ) 競争性を確保

(ウ) 再エネ比率の向上

エ 電気事業者への聞き取り等の結果、ウの定めにより決定される条件での電力の調達が困難だと認められるときは、当該地域における小売電気事業者の再エネ電力供給能力等を踏まえ、当該条件を決定するものとする。ただし、年度途中における契約事業者の倒産又は価格高騰による契約解除により速やかに再契約を行う必要があるときは、この限りではない。

オ ウ及びエに定めるところにより決定した再エネ比率の条件が0%となったとき又は当該条件を決定することができないときは、再エネ比率の条件を仕様書に付さないものとする。

カ エに定めるところにより決定した再エネ比率の条件により実施した入札手続が不調又は不成立となったときは、次回の入札手続において、再エネ比率の条件を仕様書に付さないものとする。

キ 電力を供給可能な電気事業者が1者しか存在しない場合又は再エネ電力の調達実績を踏まえ入札に付することが適当ではない場合は、ウの定めにかかわらず、第3号ウに定めるところにより仕様書に条件を付すものとする。

(2) 積算方法

ア 前号ウの定めにより決定した再エネ比率の条件における再エネ電力の調達の前定価格の積算に当たっては、原則、再エネ電力を含まない電力の調達価格より低廉な調達価格を実現するため、次に掲げる単価に係る情報を可能な限り入手した上で当該積算を行うものとする。

(ア) 電力の供給を受ける防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の旧一般電気事業者の供給約款における単価

(イ) (ア)の地域におけるその他の小売電気事業者による、再エネ比率の条件に応じた見積単価（各段階の見積の一括取得も可能とする。）

イ 前定価格の基となる電力料金は、直近の契約実績単価に、物価の変動を加味して算出した単価を上回らないよう設定することとする。なお、単価の算出を行うために物価の変動を加味するに当たっては、総務省統計局による消費者物価指数（電気代）の年平均及び直近の月別消費者物価指数を参考とするものとする。

(3) 留意事項

ア 入札に参加する者が第1号アに定める資格及び同号イに定める条件を満たしているか否かについて、当該資格に係る適合証明書その他の書面及び特定電源割当計画書（付紙第3「特定電源割当計画書様式例」を参照）により、それぞれの入札手続において確実に確認することとする。

イ 防衛省・自衛隊の施設が所在する地域において、当該地域に係る地方公共団体が出資する電気事業者や当該地域に根差した電気事業者が存在する場合には、可能な限り多くこれらの事業者に対し入札への参加意思について聴取を行うとともに、入札への参加を積極的に促すこととする。

ウ 電力の調達に係る契約について、入札に付することができず、又は入札に付することが適当ではない場合であっても、当該調達を行おうとする防衛省・自衛隊の施設が所在する地域の電気事業者との間において、再エネ比率を高めることの可否に係る調整を行い、これが可能な場合には、第1号イの定めにより、仕様書に条件を付すものとする。

(4) 電力調達担当部署一覧表の作成について

再エネ電力の調達に関連する情報共有の容易化を図るとともに、各機関等の電力調達担当部署間での自主的な連携の活性化を図るため、各機関等の長は、所管の施設における電力調達担当部署一覧表を作成し、地方協力局環境政策課長に報告することとする。地方協力局環境政策課長は、電力調達担当部署一覧表を取りまとめて、各機関等の長に共有するものとする。

(5) 結果の報告について

各機関等の長は、所管の施設における、電力調達に係る契約結果（調達する電力量、

再エネ比率、電気料金単価、電力調達に係る全ての入札状況等) についてとりまとめ、地方協力局環境政策課長に報告するものとする。

(6) 委任規定

前2号の報告に関し必要な事項は、地方協力局環境政策課長が定めるものとする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。